

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	経済戦略局観光部観光課（観光施策担当） (06-6469-5163)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	住宅宿泊事業者に対する改善命令等
概要	住宅宿泊事業法第14条では、住宅宿泊事業者は宿泊実績について定期的に都道府県知事等に報告することが義務付けられており、この報告を怠った住宅宿泊事業者に対して、大阪市長は、期間を定めて必要な措置をとるべきことを命ずること（改善命令）等ができます。
根拠法令等 及び条項	住宅宿泊事業法第14条、第15条、第16条
処分基準	・住宅宿泊事業法では、第14条（都道府県知事への定期報告）の規定に違反するものに対して、業務改善命令（第15条）、業務停止命令（第16条第1項）、業務廃止命令（第16条第2項）の措置を講ずることができる。 ・大阪市では、その処分基準について「住宅宿泊事業法第14条に基づく定期報告が履行されない場合に対する命令等に関する行政処分等取扱要領」に定めている。 【住宅宿泊事業法】 （都道府県知事への定期報告） 第14条 住宅宿泊事業者は、届出住宅に人を宿泊させた日数その他の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項について、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、定期的に、都道府県知事に報告しなければならない。 （業務改善命令） 第15条 都道府県知事は、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、住宅宿泊事業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 （業務停止命令等） 第16条 都道府県知事は、住宅宿泊事業者がその営む住宅宿泊事業に関し法令又は前条の規定による命令に違反したときは、一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。 2 都道府県知事は、住宅宿泊事業者がその営む住宅宿泊事業に関し法令又は前条若しくは前項の規定による命令に違反した場合であって、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、住宅宿泊事業の廃止を命ずることができる。 3 都道府県知事は、前二項の規定による命令をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を住宅宿泊事業者に通知しなければならない。 【住宅宿泊事業法第14条に基づく定期報告が履行されない場合に対する命令等に関する行政処分等取扱要領】 第3条 市長は、住宅宿泊事業法施行規則（平成29年厚生労働省・国土交通省令第2号）第12条第2項に規定する期限までに報告のない住宅宿泊事業者に対し、期限を定めて報告を督促する。この督促において定められた期限を経過してなお定期報告がなされない場合であって、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該住宅宿泊事業者に対し、期限を定めて、法第15条の規定に基づき業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000531516.html
備考	